

出身国に関する情報の検索について¹ (2014年9月更新)

難民認定に関わる者は出身国の状況についてのしっかりした情報ベースをもち、常にアップデートしておく必要がある。申請者の出身国状況についての知識は難民認定において不可欠である。それは申請者に対して、適切な質問をするために必要なものである。また、申請者に信憑性があるか、申請に十分な根拠があるかの双方をはかる上でも中心的な要素となる。申請者と会う前に、申請書と供述書を読み、重要な事実を特定し、出身国の情報を調べておく必要がある。出身国情報の情報源は多数かつ多様で、国連機関、難民関連団体、人権団体、非政府組織（NGO）、政府、研究所・資料センター、法律図書館、専門図書館、学者、国内および国際マスメディアといったものが挙げられる。また、難民や人権についてのすぐれた情報を提供するウェブサイトも数多く存在する。すべての情報の情報源を、独立性と信頼性という観点から評価することが重要である。たとえば難民申請者の出身国からのメディア・レポート、ソーシャルメディアまたは難民申請者の出身国政府によって作成された文書には、特別な注意を払う必要がある。

出身国情報のリサーチ方法

1. 必要な情報を特定する（リサーチ・クエスチョンの作成）

リサーチ・クエスチョンを作成する際には、申請者を念頭におき、ジェンダーおよび脆弱性を主流化する必要がある。その上で、4つの主要な法的論点に対処する必要がある。すなわち、国内法、国内保護、非国家主体による迫害、そして国内保護の選択肢である。

国内法：出身国の人権状況に関するいかなる評価も、基本的な人権基準が国内法によって定められているか、そしてそのよう法が実際に適用されているか、或いは逆に、国内法自体が基本的人権を侵害しているか、という問題を扱う必要がある。

質問例

- 関連する法律上の規定の文言は？
- 差別的な規定はあるか？
- 国内法の適用に影響を与える伝統的な規範、社会的、文化的または宗教上のルールはあるか？どのように影響を与えているか？
- 制定法と並行して宗教法（例えばシャリア）や不文法／規範の適用はあるか？国内法はそれらの適用を許容しているか？
- 比例制を欠く（過度に厳しい）刑罰の証拠はあるか？
- 体罰や死刑等の、残虐、非人道的および品位を傷つける刑罰の証拠はあるか？たとえ国内法に規定されていなくとも、例えば宗教上のルール等の適用に基づいて裁判官がそのような刑罰を命令することは可能か？
- 国際的な人権機関は、国内法の特定の規定が基本的人権を侵害すると考えているか？
- 国内法はどのように解釈され適用されているか？警察を含む公務員はこれらの法の適用を支持しているか？
- 司法制度は法に則って機能しているか？

¹ 出身国情報のリサーチ方法 1. 必要な情報を特定する、2. 情報源を特定するの一部、及びウェブ上の情報源に関しては、オーストリア赤十字社による「出身国情報の調査」研修マニュアル 2013年版から抜粋。

- 法律上の手続の公正についてどのような報告があるか？
- 人権侵害に対する法的救済があり、かつ有効か？

国内保護：申請者が恐怖を抱く原因となっている危険が、得られる有効な国の保護によって十分軽減されているか否かの評価。

質問例

- 問題となる領域および住民を支配する、組織され安定した当局は存在するか？
- 機能している行政および司法機関はあるか？迫害を構成する行為を発見、訴追および処罰するための有効な法制度はあるか？
- 重大な危害から個人を保護するためのリソースはあるか（治安部隊、シェルター等）？
- 刑事事件を追及しないように或いは追及するように賄賂が使われるという証拠を含む警察または司法の腐敗に関する報告はあるか？
- 国家当局による人権侵害または他の形態の重大な危害の防止に関する報告はあるか？
- 国家当局が重大な危害を防止するために介入したまたは介入しなかった事件に関する報告はあるか？当局は、あるグループによる行為からは保護するが他の者による場合は保護しないということがあるか？

非国家主体による迫害：迫害は、通常は国の当局による行為に関連する者である。それはまた、当事国の法令により確立された基準を尊重しない一部の人々によって引き起こされることもある。（UNHCR 難民認定基準ハンドブック）ある出身国における権力構造について注意深く検討し、誰がどこで権力を行使しているか、アクター間にどのような同盟関係が存在するか、特定の非国家主体は政府の特定部門により支持されているか、といった問題を扱う必要がある。

質問例

- 国の権力の枠組みにおいて非国家主体はどのような位置づけか？
- 彼らは国家主体または他の保護主体による共謀または許容の下で行動しているか？
- 彼らは領域の一部を事実上支配しているか？
- 彼らは、社会の大部分によって受け入れられている伝統的な規範や慣習によって支持されているか？
- 非国家主体には、移動先の地域において申立人を迫害する動機があるか？
- 非国家主体には、移動先の地域まで申立人を追及する能力があるか？
- 国家は、非国家主体による人権侵害からの保護を提供する能力および／または意志を欠く場合であっても、移動先の地域において申立人に保護を提供する意志および能力を有しているか？

国内保護の選択肢：申請者が出身国の中で安全に暮らせる場所があるかという質問に答える必要がある。この評価は関連性、合理性双方の観点から行われなければならない。

質問例

- 移住先の地域は実際に、安全に、そして法的に、当該個人にとってアクセス可能か？
- 移住先地域に合法的に入り居住するための規制はどのようなものがあるか？

- 安全に旅することは可能か？独身女性や子どもにとっても？
- 迫害主体が国家（または他の保護主体）である場合、地方当局や地方当局の力の及ぶ範囲が限られていることを示す明白な証拠があるか？
- 政府（または他の保護主体）が、地方で行われる危害に対して対処できないことを説明する特定の事情はあるか？
- 国家当局（または他の保護主体）による保護は、当該地域において申立人に及ぶか？
- 移住先となる地域に同じグループ（民族・宗教・部族等）の人は暮らしているか？
- 申請者のプロフィールを考慮して、生命、身体、自由または健康に対する重大な危険、或いは重大な差別にあった人に関する報告はあるか？例えば、仮に申請者が国内で移住することによって政治的理由により迫害される脅威から逃れられたとしても、その移住先で申請者が自らの宗教を実行できないとすれば、関連性のテストが満たされないことになる。
- 過度の困難なく経済的に生き延びることは可能か？
- 雇用および教育へのアクセスはあるか？
- 文化的な絆および／または当該地域の言語の知識はあるか？
- その地域は安全化？
- 人権は尊重されているか？
- 家族の絆はあるか、または社会的、人道的な支援はあるか？
- その地域における国内避難民の生活水準および生活の質はどのようなものか？

2. 情報源を特定する

関連性のある質問を形成した後、次のステップは、信頼できる情報源の識別である。このステップは情報源の評価と切り離せない。情報源の信頼性に対する評価は、以下の質問に回答することによって行うことが可能である。誰がその情報を提供しているか？何の情報が提供されているか？なぜその情報源はこの情報を提供しているのか？どのようにしてその情報は得られたのか？いつその情報は収集され、提供されたのか？

情報源の例

- **人権諸条約**：迫害の恐怖の理由や迫害方法に関連する国際条約。中核的国際人権諸条約は以下のもの：
 - あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約
 - 市民的および政治的権利に関する国際規約
 - 経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約
 - 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
 - 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約
 - 児童の権利に関する条約
 - 全ての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する国際条約
 - 障害者の権利に関する条約
 - 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約
- **国内法**：出身国の国内法（例：憲法の条項、特定の権利や特定の集団に対する法的保障、刑法、軍法等）
- **判例**：（例：自分がリサーチをしているケースと類似の主張をした申請者に対して行政府や司法府が下した、庇護その他の保護を与える決定）

- **地域条約および地域的基準**：難民に関する地域条約（例：アフリカにおける難民問題の特殊な側面を規定するアフリカ統一機構条約、難民に関するカルタヘナ宣言、欧州連合基本憲章、EU 庇護資格指令、アラブ世界における難民および避難民の保護に関するカイロ宣言および、アラブ諸国における難民の地位を規定するアラブ条約、難民の地位および処遇に関するバンコク諸原則等）
- **指針、勧告、決議**：政府機関や UNHCR、その他の国際機関によって出された指針（ガイドライン）や勧告、決議（例：「難民女性の保護に関する UNHCR ガイドライン」、北京行動綱領（Beijing Platform of Action）等）
- **人権報告書**：(i) 国連人権委員会（UN Commission on Human Rights）などの国際機関、(ii) 米国国務省（U.S. Department of State）などの政府機関、(iii) 国際危機グループ（International Crisis Group）などの非政府組織(NGO)によって作成された報告書を参照。
- **ニュース**：報道やオンラインで配信されるニュース（例：AP 通信（Associated Press）、AFP 通信（Agence France-Presse）、ロイター通信（Reuters）など）
- **背景データ**：出身国や出身地域に関する背景資料、庇護申請の中で提起された特定の事柄に関する背景データ（例：国別レポート、デンマーク移民局（Danish Immigration Services）等の現地調査レポート）
- **専門家**：（例：他に情報源が無い各国情勢の特定の側面について詳しく述べることができ、その地域に関する専門的知識を持つ専門家）

ウェブ上の情報源

お断り

1. 以下のウェブサイトに記載されている内容・見解は、各サイトのものであり、UNHCR が出典として明記されていない限り、必ずしも UNHCR のものではありません。
2. 恐れ入りますが、ごく限られたものを除き、出身国情報・法律情報ともに英語（あるいは諸外国語）となっております。

出身国情報のためのポータルサイト

組織とアドレス	特記
レフワールド (Refworld) www.refworld.org	国連難民高等弁務官事務所（United Nations High Commissioner for Refugees）による出身国と庇護国の双方を含む、220 以上の国および領域についての情報。新聞記事、報告書、政策文書および判例が含まれる。
ヨーロッパ出身国情報ネットワーク (European Country of Origin Information) www.ecoi.net	オーストリア出身国・庇護情報研究資料センター（Austrian Centre for Country of Origin and Asylum Research and Documentation (ACCORD)）によって、ドイツの Informationsverbund Asyl & Migration の協力のもと運営。欧州難民基金、オーストリア内務省、およびアイルランド難民ドキュメンテーションセンターから共同出資を受けている。164 ヶ国に関する 140 以上の情報源から一般に利用可能な COI を収集、構成、および処理。
Electronic Immigration Network (EIN) エレクトロニック・イミグレーション	イギリス拠点・有料。移民関連の実務家およびイミグレーションに関心のある者のために、移

ン・ネットワーク https://www.ein.org.uk/	民及び難民に関する法と COI について情報を提供している。
Lexis Nexis レキシスネクシス https://www.lexisnexis.com/	会員制・有料だが法律に関する情報や判例を検索するのに便利。英語圏のロースクールや法曹の間で広く使われている。
West Law ウェストロー https://www.ein.org.uk/	会員制・有料だが法律に関する情報や判例を検索するのに便利。英語圏のロースクールや法曹の間で広く使われている。
Relief Web http://reliefweb.int/	人道危機や災害に関する情報を集積したウェブサイト。

出身国情報のための個別サイト

組織とアドレス	特記
国際連合	
国連人権理事会 (HRC) http://www.ohchr.org/en/hrbodies/upr/pages/uprmain.aspx	国連憲章に基づき 2006 年に国連総会によって、国連人権委員会に代わるものとして設立された。普遍的定期的レビュー (Universal Periodic Review) は、人権理事会の下、すべての国連加盟国の人権状況を 4 年毎に審査する国家主導のプロセス。
規約人権委員会 (Human Rights Committee) http://www2.ohchr.org/english/bodies/hrc/index.htm	「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の監視機関。加盟国は委員会が要請するとき、通常 5 年毎に、報告を行わなければならない。
経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会 http://www2.ohchr.org/english/bodies/cescr/index.htm	「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」の監視機関。加盟国は 5 年毎に報告する義務がある。
人種差別撤廃委員会 http://www2.ohchr.org/english/bodies/cerd/index.htm	「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」の監視機関。加盟国は少なくとも 4 年毎に報告しなければならない。委員会は加盟国による条約の重大なまたは組織的な侵害を示唆する十分に根拠のある信頼できる情報を得た場合には、自らのイニシアチブにより調査を開始することができる。
拷問禁止委員会 http://www2.ohchr.org/english/bodies/cat/index.htm	「拷問禁止条約」の監視機関。加盟国は 4 年毎に報告を行わなければならない。委員会は加盟国による条約の重大なまたは組織的な侵害を示唆する十分に根拠のある信頼できる情報を得た場合には、自らのイニシアチブにより調査を開始することができる。
子どもの権利委員会 http://www2.ohchr.org/english/bodies/crc/index.htm	「児童の権利に関する条約」の監視機関。加盟国は 5 年毎に報告義務がある。
UNHCR ウェブサイト * 本部ホームページ: www.unhcr.org * 駐日事務所ホームページ: www.unhcr.or.jp	駐日事務所ウェブサイトには、一部の法律情報・出身国情報が日本語に訳されたものも載っている。

<p>国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) http://www.ohchr.org/EN/Countries/Pages/HumanRightsintheWorld.aspx (国別情報)</p>	<p>OHCHR は「すべての人が人権を効果的に享受できるよう人権の促進と擁護を図る」ことを任務とする。OHCHR のウェブサイトには、人権関連の幅広い情報源へのリンクが提供されている。国別の情報にもアクセス可能。</p>
<p>政府機関</p>	
<p>米国国務省 (United States Department of State) http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt (人権) http://www.state.gov/j/drl/rls/irf (信仰) http://www.state.gov/j/tip (人身取引) http://www.state.gov/j/ct/rls/crt (テロリズム)</p>	<p>国別人権報告書および信仰の自由に関する国際報告書、および信仰の自由に関する報告書が関連する報告書として考えられる。また、人身取引に関する報告書およびテロリズムに関する報告書を毎年発表。</p>
<p>英国内務省 COI サービス (UK Home Office COIS) http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/policyandlaw/guidance/coi</p>	<p>専門のカントリー・オフィサーを擁する。すべての COI 情報へのアクセス可能。尚、内務省独自の出身国別の難民該当性評価に関する指針 (Operational Guidance Notes) なども掲載されている。</p>
<p>カナダ移民・難民委員会 (Canadian Immigration and Refugee Board) http://www.irb-cisr-gc.ca/eng/resrec/respro</p>	<p>カナダ移民難民委員会の調査部門によって提供される COI。情報リクエストに対する回答、国別情報パッケージ、イシューペーパーおよびカントリーファクトシートを英語およびフランス語で公表。</p>
<p>デンマーク移民局 (Danish Immigration Service) http://www.nyidanmark.dk/en-us/publications</p>	<p>デンマーク移民局のドキュメンテーションおよびプロジェクト部門による事実調査ミッション、その報告書。</p>
<p>ニュージーランド法務省移民保護審判所 (NZ Immigration and Protection Tribunal) http://www.justice.govt.nz/tribunals/immigration-protection-tribunal/decisions</p>	<p>ニュージーランドにおいて不服審査を取り扱う行政機関。判例が検索できる。</p>
<p>オーストラリア難民再審査審判所 (Refugee Review Tribunal of Australia) http://www.austlii.edu.au/au/cases/cth/rrt/ (審判所判例検索ウェブサイト) http://www.rrt.gov.au (審判所ホームページ)</p>	<p>オーストラリアにおいて不服審査を取り扱う政府から独立した準司法機関。判例が検索できる。</p>
<p>判例</p>	
<p>国際難民法裁判官協会 (IARLJ) http://www.iarlj.org/general/</p>	<p>各国で難民事件を扱う行政審判所や司法裁判所の判事が中心となって情報を交換・難民法の解釈等について議論する組織。</p>
<p>ミシガン大学難民判例法 (The University of Michigan Refugee Caselaw) www.refugeecaselaw.org</p>	<p>難民法学者ジェームス・ハサウェイ氏などが編集するウェブサイト。検索エンジンでは、難民法の解釈における重要なテーマごとに各国の判例を探ることができる。</p>

非政府組織	
<p>アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International) http://www.amnesty.org/en/human-rights/human-rights-by-country</p>	<p>人権を擁護する NGO。年次報告書は 150 以上の国および領域における人権侵害の状況について報告するものである。さらに、テーマ別報告、ブリーフィングおよびニュースリリースの発表、並びに「緊急行動」の呼びかけが定期的に行われている。</p>
<p>ヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch) http://www.hrw.org/publications</p>	<p>人権侵害について調査し、その調査結果を毎年のワールドレポート並びにテーマ別報告、ブリーフィングおよびニュースリリースで公表している。庇護希望者の出身国を多く含む 70 ヶ国以上がカバーされている。</p>
<p>フリーダムハウス (Freedom House) http://www.freedomhouse.org/reports</p>	<p>世界中で民主的な変革を提唱。分析を行い、政治的権利および人権に関する国別報告、移行期にある国に関する報告、並びに他の特別報告を定期的に発表。</p>
<p>国際危機グループ (International Crisis Group) http://www.crisisgroup.org</p>	<p>世界各地の紛争および潜在的紛争状況に関する詳細な分析および政策アドバイスを行っている。ICG は毎年 80 以上の報告書およびブリーフィング・ペーパーを発表するほか、実際の紛争または潜在的な紛争状況にある国または地域の現状を評価する CrisisWatch bulletin を発行している。</p>
<p>子どもの権利情報ネットワーク (CRIN) http://www.crin.org</p>	<p>ウェブサイトでは、約 150 ヶ国について、報告書、法律に関する情報、並びにその国で子どものために活動している組織のプロフィールを含むデータベースを提供している。</p>
<p>国際人権連盟 (FIDH) http://www.fidh.org</p>	<p>世界各地の 160 以上の非政府の人権団体や連盟が含まれる。FIDH は、報告書の配布、FIDH レターおよびメディアリリースを通じて人権侵害を非難している。</p>
<p>国際レズビアン・ゲイ協会 (International Lesbian, Gay, Bisexual, Trans and Intersex Association) http://www.ilga.org</p>	<p>LGBTI の人々に対する差別の撤廃を目的とする。ウェブサイトでは、多くの国における法的および社会的状況に関するニュースおよび情報を提供している。ILGA は 100 ヶ国以上からのメンバー組織を有する。</p>
<p>世界拷問防止機構 (OMCT) http://www.omct.org/human-rights-defenders</p>	<p>世界中で拷問および他の残虐な、非人道的または品位を傷つける取扱いと闘う非政府組織の連合。人権活動家の状況に焦点を当てた報告を行い Observatory for the Protection of Human Rights Defenders という年次報告を発表している。</p>
<p>国内避難民監視センター (IDMC) http://www.internal-displacement.org</p>	<p>ノルウェー難民委員会によって設立され、世界各地の国内避難民の状況を監視している。IDMC は、約 50 ヶ国における国内避難民について包括的な情報および分析を提供するオンラインデータベースを運営している。</p>
メディア	
<p>AP 通信 (Associated Press) http://www.ap.org</p>	<p>報道機関の NPO 協同組合。メンバーである 1,400 の米国日刊新聞によって所有されている。</p>

ロイター (Reuters) http://www.reuters.com	最も大きな国際報道機関の一つ。トムソン・ロイター社の一部門。世界の出来事について毎日報道するプロフェッショナルの包括的なネットワークを有する。
AFP 通信 (Agence France-Presse) http://www.afp.fr	英語および他の 4 言語で報道しているフランスの通信社。AFP は政治および国際関係を含む国際ニュースの多くの側面を取り扱う。
アルジャジーラ・イングリッシュ http://www.aljazeera.com	カタール・メディア・コーポレーションを通じてカタール政府が所有するアルジャジーラ・ネットワークの一部。
新華社通信 http://www.xinhuanet.com/english	中国の国有通信社。8ヶ国語で Xinhuanet を提供。
専門的・地域的なニュースサービス	
AlertNet http://www.alertnet.org	トムソン・ロイター財団運営の無料のニュースサービス。世界各地の人道危機をカバー。196 のロイター通信事務所、約 500 の国際救援組織のコミュニティおよびニュース・コンテンツ・パートナーである 60 人の専門家を含め、世界各地の AlertNet レポーターから情報が提供されている。
AllAfrica http://allafrica.com	持続可能な開発、平和プロセス、ビジネスおよびテクノロジーに焦点をあてつつ、アフリカ諸国に関する一般的なニュースおよび情報を提供している。さらに、130 以上のアフリカの報道機関および 200 以上の他の情報源による情報を集めて掲載。
EurasiaNet http://www.eurasianet.org/node/14733	中央アジアおよびコーカサス、ロシア、トルコおよび南西アジアの政治、経済、環境および社会開発に関する情報および分析を提供している。
統合地域情報ネットワーク (IRIN) http://www.irinnews.org	国連人道問題調整事務所 (OCHA) のサービスであり、人道関連のニュースおよび分析を提供する。危機または災害による影響を受けた国で活動しており、人道活動に影響を与える政治、経済および社会問題について幅広く定期的に報告書を公表している。
地図	
Reliefweb アップデートおよび地図 : http://reliefweb.int/maps	
UNHCR 地理情報・地図部門 : http://unhcr.org (“Resources”をクリックして“Maps”を選択)	
国連地図作成部門 : http://www.un.org/Depts/Cartographic/english/htmain.htm	
言語および民族	
世界の言語 (Ethnologue: Languages of the World) http://www.ethnologue.com	非常に有益なデータベース。地域および国ごとにディレクトリーを提供しており、膨大なクロスレファレンスおよび参考文献リストは特定の言語についての専門家を調べるのに良い情報源。

ポイント：各ウェブサイトへのアクセスにポータルサイトを使う

それぞれの情報源を個別に見ていくには時間がかかることがある。そこで、一部のウェブサイトは、様々な人権レポートや国別レポートにアクセスを可能にする便利な機能をもっている。これを使えば、一つのサイトから広範な情報源へ直接ジャンプしたり、多岐にわたる情報源の存在を知ることができる。通常それらのリンクは国や主題ごとにまとめられている。たとえば以下を参照すること。

- **European Country of Origin Information Network (ECOI) (ヨーロッパ出身国情報ネットワーク):** 大変便利な情報源であり、庇護申請やその他の種類の保護の申請を判断する者の具体的なニーズに焦点を当てた国別情報を集めてある。定期的に更新され、新しい報告や情勢報告書、国別情報、地図などを掲載。その他の関連するウェブサイトともリンクしている。フォーカス・カントリー (focus countries) として選ばれた難民申請者出身国に関しては、申請内容・テーマごとに各情報源からの情報が集積されており、使いやすい。
- **UNHCR Refworld (UNHCR レフワールド) :** 二つの巨大データベースへのアクセスを提供。出身国情報データベースは以下の情報源からの様々な報告書を収録：例) UNHCR、デンマーク移民局 (Danish Immigration Service)、カナダ移民・難民委員会 (Immigration and Refugee Board of Canada)、オランダ外務省 (Netherlands Ministry of Foreign Affairs)、難民に関するスイス連邦機関 (Swiss Federal Office for Refugees)、イギリス内務省 (UK Home Office)、アメリカ国務省 (U.S. Department of State)、アメリカ移民帰化局 (U.S. Immigration and Naturalization Service)、アムネスティ・インターナショナル (Amnesty International)、デンマーク難民評議会 (Danish Refugee Council)、難民と亡命者に関するヨーロッパ評議会 (European Council on Refugees and Exiles)、ヒューマン・ライツ・ウォッチ (Human Rights Watch)、国際危機グループ (International Crisis Group)、ヒューマンライツファースト (Human Rights First=旧 Lawyers Committee for Human Rights)、ノルウェー難民評議会 (Norwegian Refugee Council)、オープンソサエティ・インスティテュート (Open Society Institute)。法律情報のデータベースは現在国別に国内法の条文を収録。出身国データベース、法律情報データベースは共に個々の国ごとに閲覧や検索が可能である。

検索ポイント:

Refworld:

1. 検索 (特定の文書を探すときに特に有効)

- 検索ボックスに2、3の検索用語を入れる (ポイント：探している文書に出てくると思われる特定の用語を使うこと)

アドバンスド・サーチ (Advanced Search)

- それぞれに異なる検索機能を提供する複数の検索ボックスが備わっている。これにより、*country of origin*, *country of asylum*, *category*, *publisher*, *document type* (出身国、庇護国、類別、出版者、文書の種類)などの条件設定を行うことで検索結果を絞り込むことが可能。

2つ以上の検索用語を使う:

- 2つ以上のキーワードがある文書を探す場合、キーワードの間にスペースを入力する
- 用語が特定の順序で出てくる文章の場合、用語の前後にクォテーションマーク「””」を付ける (例: “international protection”)
- 特定の用語を含まない文書の場合、除外される用語の先頭にマイナス「-」を入力する (例: -uighurs)
- 複数の用語を含まない文書を検索する場合、各用語の間にコンマをつけ、それらの先頭に「-」をつけ、さらに括弧で囲む (例: -(Iran, Kurds))
- 二つの用語のうち、一つが出てくる文書を検索する場合、キーワードを括弧で囲み、用語の間にコンマを入れる (例: (Fergana, ferghana))
- 用語の始まりが特定のアルファベット順である場合、用語の最後にアスタリスク (*) をつける。アスタリスクを付けることで、接頭語で検索が一致するものを表示でき、または接頭語でない部分のスペルを無視できる(例: refuge, refugee, refer を検索するために ref*と入力する)

2. 拾い読み (Browsing) (検索したいものが明確ではない場合に有効)

- カテゴリー、トピック、出版者、文書の種類等をクリックする
- タブやフィルター機能を活用することにより、検索結果をさらに絞り込む
- フィルター機能を使うと、タイトル、出版年、テキストの形式 (全文) により並び替え、検索結果を洗練させることができる。

ECOI:

簡易検索 (Simple Search):

- 各国のページに行く (Choose country をクリック)
- 検索用語を入力

アドバンスド・サーチ (Advanced Search)

- 必要に応じて、Sources, Type of Document, Language and Publishing Date (情報源、文書の種類、言語、発表年)を選択
- 検索用語を入力

2つ以上の検索用語を使う:

- 2つ以上のキーワードを含む文章を検索する場合、キーワードの間に AND を入れる (例: "Tamil Tigers" AND government AND talks)
- 2つの用語のうちどちらかを検索したい場合、キーワードの間に OR を入力 (例: fergana OR ferghana)
- 特定の用語を含まない文書を検索する場合、除外する用語の先頭に NOT を入力する (例: genocide NOT Darfur)
- 特定の用語が特定の順序で出てくる場合、用語の前後にクォテーションマーク「””」を付ける (例: “international protection”)
- スペルが明確ではない場合、分からない文字の変わりに「?」を入力する (例: Taliban もしくは Taleban 等を検索する場合に Tal?ban と入力する)
- 用語の始まりが特定のアルファベット順である場合、用語の最後にアスタリスク (*) をつけて入力する。アスタリスクを付けることで、接頭語が一致するものを表示でき、または接頭語でない部分のスペルを無視できる(例: refuge, refugee, refer を検索するために ref*と入力する)

- 検索したいものと似たようなスペルの用語を含む文書を検索する場合、用語のあとに「～」を入力する（例：Shebab や Shabaab、Shabab 等を検索するために Shebab~と入力する）

以上